

中国：技術輸入輸出管理条例の改正を発表～外国企業の負担が緩和

日本技術貿易株式会社

中国弁護士・中国弁理士・日本付記弁理士

張 華威

1. 改正概要

2019年3月18日、中国の李克強首相は「国務院による一部行政法規の改正に関する決定」を発表した。当該「決定」において、計49部の行政法規が改正されたが、その中で特に注目されるのが技術輸入輸出管理条例の第24条3項、27条、29条が削除されたことである。本改正は、発表日即日に発効している。

2. 改正内容の解説

本改正により削除された技術輸入輸出管理条例の具体的な条項は以下のとおりである。

第24条3項（非侵害の担保）：

技術輸入契約の譲受人が契約の約定に従い譲渡人が提供した技術を使用し、他人の合法的な利益を侵害した場合は、譲渡人により責任を負う。

第27条（改良技術の帰属）：

技術輸入契約の有効期限内において、改良技術の成果は改良を行った方に属する。

第29条（制約的条項の禁止）：

技術輸入契約において、以下に掲げる制約的条項を含めてはならない：

1. 技術輸入に不可欠でない付帯条件を受け入れるよう譲受人に要求すること。これには不必要な技術、原材料、製品、設備又はサービスを購入させることが含まれる。
2. 専利権の有効期限満了後又は専利権の無効が宣告された技術に対して使用料を支払い又は関連する義務を負担するよう譲受人に要求すること。
3. 譲受人に対し、譲渡人の提供する技術を改良し又は改良された技術を使用することを制限すること。
4. 譲受人に対し、他の出所から譲渡人が提供する技術と類似する技術又はそれと競合する技術を取得することを制限すること。
5. 譲受人に対し、原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は出所を不合理に制限すること。
6. 譲受人の製品の生産数量、種類又は販売価格を不合理に制限すること。
7. 譲受人が輸入された技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

上記のように、従来は外国企業が中国企業（中国の法律に基づき設立された現地法人も含む、以下同じ）に対して技術支援を行う際は、当該中国企業がその技術を使用したことによって侵害が発生した場合に責任を負わなければならないこととなっていた（第 24 条 3 項）。

また、技術支援を受けた中国企業に対して技術の改良及び改良された技術の使用を制限することが禁止（第 29 条 4 項）されている状況で、改良された技術は中国企業に帰属する（第 27 条）こととなっていた。

これらの強行規定は外国企業側にとって負担が大きく、外国企業と中国企業との間における技術提携の大きな障壁となっていた。本改正で上記三つの強行規定が削除されることにより、外国企業側の負担が緩和されることになるが、注意しなければならないのは、技術輸入輸出管理条例以外にも契約法、対外貿易法などの法律や関連する司法解釈にも類似する規定が存在するという点である。そのため、本改正において削除された条項に規定されている行為が、契約法、対外貿易法、関連する司法解釈等の他の法律により依然として制約を受ける場合もある。

以下、本改正により技術輸入輸出管理条例において削除された条項とそれに対応する他の主要な法律の条項を比較しながら解説する。

技術輸入輸出管理条例第 24 条 3 項（削除）	契約法第 353 条
技術輸入契約の譲受人が契約の約定に従い譲渡人が提供した技術を使用し、他人の合法的な利益を侵害した場合は、譲渡人により責任を負う。	譲受人が約定に従い専利を実施し、技術秘密を使用し、他人の合法的な利益を侵害したときは、譲渡人により責任を負う。 <u>ただし、当事者に別途約定がある場合を除く。</u>
<p>解説：</p> <p>技術輸入輸出管理条例では外国企業に対して非侵害担保責任を強制的に規定していたが、契約法では責任の分配について当事者間で約定することができるようになっているため、他の強行規定に違反しなければ約定によって責任を緩和する余地が出てくる。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 27 条（削除）	契約法第 354 条
技術輸入契約の有効期限内において、改良技術の成果は改良を行った方に属する。	当事者は相互利益の原則に従い技術譲渡契約において専利を実施し技術秘密を使用した後に改良された技術成果の共有方法を約定することができる。 <u>約定がなく又は約定が不明確であり、本法第 61 条の規定により依然として確定できない場合は、一方が後に改良した技術成果は他の各方は共有することができない。</u>

解説：

技術輸入輸出管理条例では改良発明の成果は中国企業側にあることを強行規定として定めていたが、これが削除されたことによって技術成果の帰属を約定することができるようになる。ただし、無料のアサインバックや独占的なグラントバックは技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条 1 号の規定や対外貿易法第 30 条の規定に違反するため契約が無効になる可能性があるため、一定の合理的な対価を支払うことが必要となると解される。

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	契約法 329 条
<p>技術輸入契約において、以下に掲げる制約的条項を含めてはならない：</p> <p>1. 技術輸入に不可欠でない付帯条件を受け入れるよう譲受人に要求すること。これには不必要な技術、原材料、製品、設備又はサービスを購入させることが含まれる。</p>	<p>不法に技術を独占し、技術の進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効とする。</p>
	<p>技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条</p>
	<p>下記の場合は契約法第 329 条にいう「不法に技術を独占し、技術の進歩を妨害し」に該当する。</p> <p>・・・</p> <p>4. 技術の受け入れ側に対し、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには、不必要な技術、原材料、製品、設備、サービスの購入および不必要な人員の受け入れを含む。</p>
	<p>対外貿易法第 30 条</p>
<p>知的財産権の権利者が・・・、強制的な抱き合わせライセンス、・・・のうちの一の行為を行い、且つ対外貿易の公平競争秩序に危害を与えたときは、国务院対外貿易主管部門は必要的措置を講じて危害を除去することができる。</p>	
<p>解説：</p> <p>不可欠でない付帯的な条件を付けて抱き合わせ技術移転を行うことを禁止する条項である。契約法や対外貿易法に同様の規定があるため、本項が削除されたことによって実質的に制約が緩和されることはないと解される。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	契約法第 344 条
2. 専利権の有効期限満了後又は専利権の無効が宣告された技術に対して使用料を支払い又は関連する義務を負担するよう譲受人に要求すること。	専利実施許諾契約は当該専利権の存続期間内のみにおいて有効とする。専利権の有効期限が満了し、又は専利権の無効が宣言された場合は、専利権者は当該専利について他人と専利実施許諾契約を締結してはならない。
<p>解説：</p> <p>専利権が消滅した後はライセンス料を徴収することができないが、技術のサポートなどが係属する場合は技術サービス契約を締結する余地はあると解される。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条
3. 譲受人に対し、譲渡人の提供する技術を改良し又は改良された技術を使用することを制限すること。	1. 当事者の一方が、契約の目的技術に基づき新たな研究開発を行いもしくは改良技術を使用することを制限する場合、または双方の改良技術交換の条件が不平等である場合。これには、一方が自ら改良した技術を他方に無償提供することを要求すること、相手方への相互利益とならない譲渡、当該改良技術の知的財産権を無償で独占または共有することを含む。
<p>解説：</p> <p>本号が削除されても、技術の改良や改良された技術の使用を禁止することはできないと解される。また、無償または明らかに不平等なアサインバックやグラントバックを定める契約の条項も無効になるリスクが存在するので注意が必要である。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条
4. 譲受人に対し、他の出所から譲渡人が提供する技術と類似する技術又はそれと競合する技術を取得することを制限すること。	2. 当事者の一方が技術供与側に類似する技術又はそれと競合する技術をその他の出所から取得することを制限する場合
<p>解説：</p> <p>本項は競争排除の禁止を定めるものであり、技術輸入輸出管理条例において削除されても、契約法及び司法解釈に実質同一の規定があるため、制約は変わらないと解される。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条
5. 譲受人に対し、原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は出所を不合理に制限すること。	5. 技術受け入れ側に対し、原材料、部品、製品または設備等を購入するルートまたは出所を不合理に制限する場合。
<p>解説：</p> <p>実務上、要求された基準を満たす原材料、部品、設備を使用しないと技術の目的が果たせないことがある。「不合理」と認められない程度に一定の基準を設けること自体は許されると解される。</p>	

技術輸入輸出管理条例第 29 条（削除）	技術契約紛争事件審理の法律適用に関する若干問題の解釈第 10 条
6. 譲受人の製品の生産数量、種類又は販売価格を不合理に制限すること。 7. 譲受人が輸入された技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。	3. 当事者の一方が市場のニーズに基づき合理的な方法によって契約目的技術を十分に実施することを妨げる場合。これには、技術の受け入れ側が契約目的技術の実施により生産する製品または提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルートおよび輸出マーケットを明らかに不合理に制限することを含む。
<p>解説：</p> <p>生産数量、種類、販売価格、販売先、輸出ルートなどを制限することが一切禁止されるという趣旨ではなく、「明らかに不合理」と認められる程度に至らなければ、一定の制限があったとしても、無効にはならないと解される。</p>	

4. まとめ

中国は外国企業の利益を中国企業と平等に保護することを宣言しており、その具体的な措置として、今般の技術輸入輸出管理条例の改正が行われた。そして、2019年3月15日に外商投資法の改正も行われ（2020年1月1日施行予定）、第22条第2項後段に「行政機関及びその職員は行政的手段を用いて強制的に技術を譲渡させてはならない」と明確に規定された。今後は、外国企業に対して全面的に投資前の内国民待遇及びネガティブリスト管理制度を実施する予定である。

このように、中国で外国企業にとって活動しやすい環境が整備されていく中、外国企業としては積極的な権利の取得と活用を検討していくことが今後一層重要となるだろう。

※当社は、本資料の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。